

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

沼津市長 頼重 秀一

市町村名 (市町村コード)	沼津市 (222038)
地域名 (地域内農業集落名)	北部水稲地域【原・浮島】 (荒久、石川、平沼、西井出、東井出、根古屋、青野、柳沢、鳥谷、東原、西椎路、東椎路、大塚、原、一本松、桃里、植田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月29日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水田、水路、農道の条件が悪い(地盤が緩い、高低差がある等)
- ・水田の区画が小さい(過去の耕地整理のまま)
- ・水質が悪い
- ・自然災害の影響を受けやすい(浸水被害、塩害)
- ・担い手が少ない(高齢化、後継者の減少)
- ・儲からない(米価が安い、コスト高、農業機械価格高騰など)
- ・耕作放棄地が増加している
- ・無許可埋め立て地が散見される

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・基盤整備を検討していく(地元負担なし、生活用水と農業用水の住み分け、美味しい水で米を作る)
- ・法人化、企業参入を検討していく(土地の有効活用)
- ・収益性の増加をはかる(ブランド化による米価上昇、原材料費の価格を抑えるなど)
- ・他業種との連携(観光施設での農産物直売所、公園の整備など)
- ・農機具のレンタル・リースの仕組みづくりを検討していく
- ・行政との連携をはかる(補助金を手厚くしてほしい)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	241 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	241 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に面積の拡大及び担い手への集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者及び担い手の意向を踏まえ、段階的に農地中間管理機構に貸し付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
生産効率向上を図るため、農業者の要望を踏まえつつ、関係機関と協議を行い、整備を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県や農業協同組合等と連携し、新たな担い手を受け入れるための相談窓口や研修体制などの構築を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的機能支払交付金制度を活用しながら、地域の農地環境の保全・管理に努めていく。